

社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会
「ふれあい居宅介護支援事業所」 運営規程

社協規程第30号
平成16年4月1日制定
平成19年7月1日改正
平成21年3月27日改正
平成24年1月1日改正
平成26年3月24日改正
平成28年5月25日改正
令和3年1月22日改正
令和3年5月24日改正
令和6年5月27日改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が開設するふれあい居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態の高齢者等（以下「利用者」という。）が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業所の運営に当たり市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ふれあい居宅介護支援事業所

(2) 所在地 伊豆市八幡33番地の1 伊豆市中伊豆保健福祉センター

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

(2) 介護支援専門員 3人以上（常勤専従2人以上、常勤兼務1人）

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者等との連絡調整、

介護保険施設の紹介等を行う。

(3) 事務職員（常勤、他の職務と兼務） 1人

必要な事務を行う。

(営業日及び営業期間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日（日曜日と重なったときは、その翌日）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

(2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分まで

(事業の内容及び利用料)

第6条 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を実施した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 居宅サービス計画作成

(2) 居宅サービス事業者等との連絡調整

(3) 介護保険施設への紹介

(4) 利用者に対する相談援助業務

(5) その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 介護支援専門員は、利用者の依頼を受けて利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握分析し、その心身の状況、要介護者等及びその家族の要望を勘案し、居宅サービス計画を作成するものとする。

2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

3 介護支援専門員は、通常、事業所内の相談室又は利用者宅で利用者の相談を受ける。

4 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、課題分析票を用いて、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。

5 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この際、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

6 課題分析票は、厚生労働省が定める基準に基づき、課題分析標準項目を具備したもの要用いる。

7 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者による会議（以下「サービス担当者会議」という。）の開催、担当者への照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求める。

8 サービス担当会議は、通常、事業所内の会議室又は利用者宅で開催する。

9 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後も、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う。これを通じて居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

10 介護支援専門員は、前項の把握を行うため、指定居宅サービス等の提供開始後、1月に1回以上、利用者の居宅を訪問する。

(緊急時の対応)

第8条 介護支援専門員は、利用者の状況に急変又は緊急の事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。
(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は伊豆市の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する対策)

第10条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、従事者に対する虐待防止のための研修を定期的に実施し、必要な措置を適切に実施するための担当者を配置するなどを講じる。

(感染症発生及びまん延防止対策)

第11条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延市内ために、委員会の設置、指針の整備、従事者に対する感染症に関する研修や訓練を定期的に実施し、適切に実施するための必要な措置を講じる。

(勤務体制の確保)

第12条 事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものの（ハラスメント）により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他運営についての重要事項)

第13条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 繼続研修 年1回以上

(秘密保持義務)

第14条 従業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務を負う。

2 従業者は、従業者が退職後、正当な理由なく在職中知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。

3 従業者は、利用者に適切なサービスを提供するため、介護保険関係機関等との連絡調整、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を使用する場合がある。その場合は、事前に利用者及び家族から文書による同意を得るものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は社協と事業所の管理者が協議の上、別に定める。

附 則

(委任)

1 この規程を実施するため必要な事項については、別途これを定める。

(施行期日)

2 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 1 日改正）

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日改正）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 1 日改正）

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日改正）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 25 日改正）

この規程は、平成 28 年 5 月 25 日から施行し、改正後の社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会「ふれあい居宅介護支援事業所」運営規程の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 1 月 22 日改正）

この規程は、令和 3 年 1 月 22 日から施行し、改正後の社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会「ふれあい居宅介護支援事業所」運営規程の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 5 月 27 日改正）

この規程は、令和 6 年 5 月 27 日から施行し、改正後の社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会「ふれあい居宅介護支援事業所」運営規程の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。